2023年10月版

企画競争説明書

業　務　名　称：バングラデシュ国MIDI総合開発計画策定プロジェクト

調達管理番号：23a00429

【内容構成】

第１章　企画競争の手続き

第２章　特記仕様書案

第３章　プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICA にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第２章「特記仕様書案」、第３章２.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者と行う契約交渉において、協議するものとし、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

「第３章　４.（２）上限額 」を超えた見積が本見積として提出された場合、当該プロポーザル・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますのでご注意ください。

調達・派遣改革の各種施策が導入された2023年10月版となりますので、変更点にご注意ください。

2023年11月1日
独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部

第１章　企画競争の手続き

１．　公示

公示日　2023 年 11 月 1 日

２．　契約担当役

理事　井倉　義伸

３．　競争に付する事項

（１）業務名称：バングラデシュ国MIDI総合開発計画策定プロジェクト

（２）業務内容：「第２章　特記仕様書案」のとおり

（３）適用される契約約款：

「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

なお、本邦研修（または本邦招へい）に係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結します。当該契約の最終見積書においては、本体契約と本邦研修（または本邦招へい）に分けて積算してください。

（４）契約履行期間（予定）：2024年2月　～　2028年1月(予定)

なお、上記の契約履行期間の分割案は、JICA の想定ですので、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、異なった分割案を提示することを認めます。契約履行期間の分割の結果、契約履行期間が 12 ヶ月を超える場合は、前金払の上限額を制限します。具体的には、前金払については１年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を設定する予定です。

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定します。

（５）前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については１年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（４）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約

交渉の場で確認させていただきます。

１）第１回（契約締結後）：契約金額の１０％を限度とする。

２）第２回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の１０％を限度とする。

３）第３回（契約締結後 25 ヶ月以降）：契約金額の１０％を限度とする。

４）第４回（契約締結後 37 ヶ月以降）：契約金額の１０％を限度とする。

４．担当部署・日程等

（１）選定手続き窓口

調達・派遣業務部　契約第一課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

担当者メールアドレス：Nakashima.Hitomi2@jica.go.jp

（２）事業実施担当部

経済開発部民間セクター開発グループ第一チーム

（３）日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	配付依頼受付期限	2023年　11月　7日　12時
2	企画競争説明書に対する質問	2023年　11月　8日　12時
3	質問への回答	2023年　11月 13日
4	プロポーザル等の提出用フォルダ作成依頼	プロポーザル等の提出期限日の **4営業日前から1営業日前の正午まで**
5	本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限日	2023年　11月 28日　12時
6	プレゼンテーション	2023年　12月　1日　14時～16時
7	評価結果の通知日	2023年　12月　7日
8	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日以内 （申込先： https://forms.office.com/r/bevwTqM7pE） ※2023年7月公示から変更となりました。

５．　競争参加資格

（１）各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2023 年 10 月）」を参照してください。
（URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html）

１） 消極的資格制限

２） 積極的資格要件

３） 競争参加資格要件の確認

（２）利益相反の排除

以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。
特定の排除者はありません。

（３）共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（１）の２）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

６． 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2023 年 3 月 24 日版）」に示される手順に則り依頼ください（依頼期限は「第１章 企画競争の手続き」の「４．（３）日程」参照）。
（URL: https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1）

・第３章　技術提案書作成要領に記載の配付資料

・「独立行政法人国際協力機構　サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」

「独立行政法人国際協力機構　サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに

廃棄することを求めます。

７．　企画競争説明書に対する質問

（１）質問提出期限

１）提出期限：上記４．（３）参照

２）提出先　：上記４．（１）選定手続き窓口宛、
CC: 担当メールアドレス

３）提出方法：電子メール

①件名：「【質問】調達管理番号_案件名」

②添付データ：「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）

注１）　質問は「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）に記入し電子メールに添付して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。JICA 指定様式は下記（２）の URL に記載されている「公示共通資料」を参照してください。

注２）　公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

（２）質問への回答

上記４．（３）日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。

（URL: https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1）

８．　プロポーザル等の提出

（１）提出期限：上記４．（３）参照

（２）提出方法

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2023年3月24日版）」をご参照ください。

（URL: https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1）

１）プロポーザル・見積書及びプレゼンテーション実施に必要な資料

①　電子データ（PDF）での提出とします。

②　上記４．（３）にある期限日時までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールをe-koji@jica.go.jpへ送付願います。

③ 依頼メール件名：「提出用フォルダ作成依頼_（調達管理番号）_（法人名）」）

④ 依頼メールが１営業日前の正午までに送付されない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。

⑤ プロポーザル等はパスワードを付けずにGIGAPOD内のフォルダに格納ください。

⑥ 本見積書と別見積書はGIGAPOD内のフォルダに格納せず、PDF にパスワードを設定し、別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

（３）提出先

１）プロポーザル及びプレゼンテーション実施に必要な資料

「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

２）見積書（本見積書及び別見積書）

① 宛先：e-koji@jica.go.jp

② 件名：（調達管理番号）_（法人名）_見積書

〔例：2〇a00123_〇〇株式会社_見積書〕

③ 本文：特段の指定なし

④ 添付ファイル：「2〇a00123_〇〇株式会社_見積書」

⑤ 見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

⑥ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。

⑦ 別見積については、「第３章４（３）別見積について」のうち、１）の経費と２）～３）の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いします）。

３）別提案書（第３章４．（２）に示す上限額を超える提案）がある場合

GIGAPOD 内のフォルダに格納せず、パスワードを設定した PDF ファイルとし、上記４．（３）の提出期限までに、別途メールで e-koji@jica.go.jp へ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

（４）提出書類

１）プロポーザル・見積書

２）プレゼンテーション実施に必要な資料（プレゼンテーションを実施する場合のみ）

３）別提案書（第３章４．（２）に示す上限額を超える提案がある場合）

９．　契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2023 年 10 月）」より以下を参照してください。

① 別添資料１「プロポーザル評価の基準」
② 別添資料２「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
③ 別添資料３「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点（100 点満点中 60 点）を下回る場合には不合格となります。
（URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html）

また、第３章４．（２）に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

（１）評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の２点について、加点・斟酌されます。

１）業務管理体制及び若手育成加点

本案件は、業務管理グループ（副業務主任者１名の配置）の適用対象案件ですが、「若手育成加点」は適用しません。

２）価格点

各プロポーザル提出者の評価点（若手育成加点有の場合は加点後の評価点）について第１位と第２位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

１０．　評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記４．（３）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

第２章　特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」及び第２章２．「プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

【１】 本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

（なお、プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第３章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。）

１．企画・提案を求める水準

【JICAが主な活動レベルまでを提示する場合】

☒応募者は、本特記仕様書（案）に基づき、発注者が相手国実施機関と討議議事録（以下､｢R/D｣）で設定した）プロジェクトの**目標、成果、主な活動に対して、効果的かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案**し、プロポーザルにて提案してください。

２．プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容

■ 本業務において、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第３章１．（２）「２）業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で、次のリストの項目について、具体的な提案を行ってください。詳細については本特記仕様書（案）を参照してください。

No.	提案を求める事項	特記仕様書（案）での該当条項
1	マスタープラン策定支援並びに実施能力強化に関する具体的な手順及びスケジュール	第4条 2（1）（2）（10）
2	バングラデシュ進出を検討する本邦企業との関係構築、地域住民、民間セクターの巻込み方法	第4条 2（7）（11）
3	事業環境変化への対応方法と具体的なシナリオ想定	第4条 2（8）
4	戦略的環境アセスメントにかかる方針、実施内容、スケジュール案	第4条 2（12）、第5条2－5（4）
5	業務調査項目に対する調査手順	第5条2-1(3)
6	本邦研修／本邦招へい／第三国研修／現地	第5条2-2

	セミナーを実施する場合、テーマ、期間、回数、対象人数及び対象機関、研修実施国（地域）	

■ プロポーザルにおいては、本特記仕様書（案）の記載内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリットについての説明を必ず記述してください。

■ 現地リソースの活用が現地業務の効率的、合理的な実施に資すると判断される場合には、業務従事者との役割分担を踏まえた必要性と配置計画を含む業務計画を、プロポーザルにて記載して下さい。現行のコンサルタント等契約制度において、現地リソースの活用としては以下の方法が採用可能です。

①特殊傭人費（一般業務費）での傭上（主に個人）。
②直接人件費を用いた、業務従事者としての配置（個人。法人に所属する個人も含む）（第3章「2.業務実施上の条件」参照）。
③共同企業体構成員としての構成（法人）（第1章「5.競争参加資格」参照）。

■ 現地再委託することにより業務の効率、精度、質等が向上すると考えられる場合、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める場合があります。本特記仕様書（案）記載の項目・規模を超えて現地再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合、理由を付してプロポーザルにて提案してください。

【２】 特記仕様書（案）

（契約交渉相手方のプロポーザル内容を踏まえて、契約交渉に基づき、最終的な「特記仕様書」を作成します。）

第１条　総則

この仕様書は、発注者と受注者とが実施する本業務の仕様を示すものである。

第２条　業務の目的

「第３条　業務の背景」に記載する技術協力事業について、「第５条　業務の内容」に記載される活動の実施により、相手国政府関係機関等と協働して、期待される成果を発現し、プロジェクト目標を達成することを目的とする。

第３条　業務の背景

別紙１（案件概要表）のとおり。

第４条　実施方針及び留意事項

１．共通留意事項

別紙２のとおり。

２．本業務に係る実施方針及び留意事項

（１）本業務の位置づけ・目標・範囲

同国の長期開発計画である「Perspective Plan of Bangladesh 2021-2041」では2031 年までの高中所得国化、2041 年までの高所得国化を国家目標とし、年率 8%以上の経済成長を遂げることを目標としている。よって、今後も引き続き高い成長が必要であることから、「ベンガル湾産業成長地帯（BIG-B）」構想の中でコックスバザール県の概ねマタバリ島及びモヘシュカリ島並びにその内陸部（以下、「MIDI 地域」）の総合的、統合的な開発を優先事業と位置付け、インフラ（港湾、道路、鉄道、エネルギー）、経済特区等の整備を進めるマスタープランの策定を計画している。同国の目標に資する計画策定を支援するため、本事業の範囲は、2041 年までの MIDI 地域における電力・エネルギーハブや物流ロジスティックスハブとしての特性を生かした産業誘致・振興計画及び土地利用計画を含む産業・経済・社会インフラ開発計画等から成るマスタープランの策定支援、並びに左記計画に係る実施体制構築の支援を行う。また、既存の経済・社会インフラ開発計画に含まれる火力発電、深海港、アクセス道路の開発等との整合性を確保して策定されるものである。

実施体制構築の支援については、現時点で MIDI マスタープランと整合性を持った各省庁の開発を推進する行政官や MIDI 事務局（ないしは MIDI 開発庁）として総合調整・事業承認を図る行政官の能力強化（本邦研修等を含む）を想定しており、同時にその手順の作成支援等を予定している。

（２）本事業の時間軸

本事業は開始２～３か月後を目途にマスタープランの基本構想・基本計画案を策定し、残りの期間にて基本計画の承認対応及び詳細計画の策定としてマスタープランを更新しながら、各実施機関(各省庁)との調整方法、実施機関としての能力・体制強化、国内外を含む投資促進の取組みを想定している。4 年間の協力において、当該地域総合開発計画としてのマスタープランを策定するとともに、各省庁との調整実施に係る体制・手順の策定、能力強化を行うことを目標とする。マスタープランを更新する際には、カウンターパート(以下、C/P)ともよく調整の上、更新手続きを明確化し、1 年に 1 回程度の見直しを通して実効性のある計画に更新していくこととする。

【参考】　討議議事録（R/D）で合意したスケジュール（開始時期に合わせ修正）

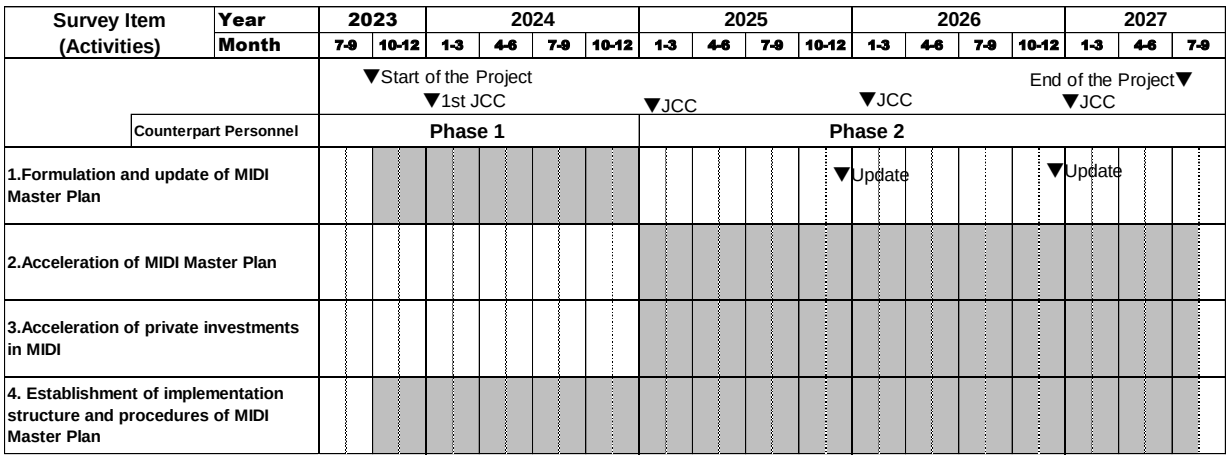

（３）調査実施体制

本事業の主たる実施機関は首相府(PMO)傘下の MIDI（モヘシュカリ・マタバリ統合的インフラ開発イニシアティブ）事務局(MIDI-Cell)または今後設立が予定されている MIDI 開発庁（MIDI Development Authority）並びに、その上位調整機能である MIDI 調整委員会(MIDI-CC)である。本事業はバングラデシュ政府が日本政府とも合意した開発方針である BIG-B 構想に基づき推し進める経済インフラ整備、投資環境整備、地域連結性の促進に資するものでもあるため、首相府のみならず､産業開発やインフラ開発を所管する関連省庁との連携も必要不可欠である。現時点では MIDI 事務局を主たるカウンターパートとし、MIDI 開発庁の設立後は同庁が主たるカウンターパートとなる想定である。同時にマスタープランの策定状況に応じて、特定のセクターに対し具体的なプロジェクトの計画・実施に向けた調整が複数の関係省庁との間で発生することが想定される。従って、特定のセクターを所管する省庁等も重要なステークホルダーとして緊密な関係構築を図る必要がある。

また、本事業の実施にあたっては、首相府主席 SDGs 調整官（Principal Coordinator (SDGs)）を議長とする Joint Coordinating Committee（JCC）が設置され、プロジェクトチームには、プロジェクトダイレクター、プロジェクトマネージャーが配置される予定である。JCC は関係機関との協議・調整やプロジェクト活動の評価・進捗確認を行う枠組みである。カウンターパートと協議の上、必要に応じて開催することとするが、少なくとも年一回は開催するよう調整を図ること。以下が JCC メンバーであり、当該地域の開発に関係するため、緊密な関係構築を図ることが求められる。また、JCC での議論の中で、バングラデシュ政府内で重要な判断を要する事項（MIDI 総合開発計画の承認等）については MIDI -CC においてもプロジェクトチームが発表等を行うことも想定している。

1) Prime Minister’s Office
2) Ministry of Land
3) Power Division
4) Energy & Mineral Resources Division
5) Planning Commission
6) Ministry of Water Resources
7)Road Transport and Highways Division
8)Ministry of Shipping
9)Ministry of Industry
10)Ministry of Commerce
11)Economic Relations Division
12)Local Government Division
13)Director General / SRCC PMO
14)Bangladesh Investment Development Authority
15)Bangladesh Economic Zone Authority

16)Divisional Commissioner, Chattogram

17)Deputy Commissioner, Cox's Bazar

（４）プロジェクトの方向性の確認、評価・進捗確認

月報及び少なくとも年 1 回開催することとしている JCC の場を利用して出席者間で本事業のマスタープランの方向性、内容、本事業の進捗確認を行うこと。JCC の議題については開催前に当機構側と調整の上、設定すること。

また、本事業の推進にあたっては、マスタープランの策定支援に加えて、各個別プロジェクトとの調整、進捗管理など、多様なステークホルダーと調整した上進捗管理を実施することが重要であるため、ダッシュボード等でのデータ管理・進捗管理・共有・評価方法についても検討し、プロポーザルにて提案すること。実際のプロジェクト進捗管理については C/P とも調整の上、実行すること。

（５）JICA 関係者との緊密なコミュニケーション及び他 JICA 案件との連携

本プロジェクトは、当機構が行っている他事業（円借款、技術協力、専門家派遣等）とも密接に関係していることから、円滑な業務の実施のため、当機構経済開発部、南アジア部、バングラデシュ事務所と緊密にコミュニケーションを取りつつ業務にあたること。主に、以下の事業との連携を想定している。また参考までに過去の案件等についても記載する。

（産業・投資促進分野）

1. 「投資促進・産業競争力強化プロジェクト」（開発計画調査型技プロ、2017年4月～2022年5月）
2. 「投資環境アドバイザー」（個別専門家、2020年2月～2022年2月）
3. 「MIDI政策アドバイザー」（個別専門家、2022年3月～2024年3月）

（電力・エネルギー分野）

4. 「マタバリ超々臨界圧石炭火力発電事業」（円借款、2014、2016、2017、2018、2019、2021、2023年度承諾）
5. 「電力・エネルギーセクターアドバイザー」（個別専門家、2019～2024年度）
6. 「統合エネルギー・電力マスタープラン策定プロジェクト」（2021～2023年度）

（道路・港湾分野）

7. 「チョットグラム-コックスバザール幹線道路整備事業」（円借款、2020、2023年度承諾）
8. 「道路橋梁維持管理アドバイザー」（個別専門家、2021年3月～2024年3月）
9. 「道路・橋梁セクター情報収集・確認調査」（基礎情報収集・確認調査、2022年8月～2023年5月）
10. 「南アジア地域クロスボーダー物流促進情報収集 ・確認調査」（予定、基

礎情報収集・確認調査、2023年8月～2024年3月）

11. 「マタバリ港開発事業」（円借款、2018、2019、2023年度承諾）
12. 「マタバリ港における運営・維持管理及び経営能力向上プロジェクト」（技術協力プロジェクト、2022年2月～2026年11月）

（都市開発・地域開発分野）

13. 「都市開発及び都市行政強化事業」（円借款、2020年度承諾）
14. 「南部チョットグラム地域開発事業協力準備調査」（円借款協力準備調査、2020年10月～2022年2月）
15. 「南部チョットグラム地域開発事業」（円借款、2022年度承諾）

（水分野）

16. 「南部チョットグラム地域水資源開発に係る情報収集・確認調査」（基礎情報収集・確認調査、2019年12月～2022年8月）
17. 「南部チョットグラム地域給水事業準備調査」（円借款協力準備調査、2023年6月開始）
18. 「水管理政策・技術アドバイザー」（個別専門家、2022年6月～2024年6月）

また、当機構は 2022 年よりバングラデシュ経済特区庁（Bangladesh Economic Zone Authority：BEZA）をカウンターパートとして「経済特区管理・投資促進能力強化プロジェクト」を開始して投資促進分野への協力を行っており、特に本事業においては当該プロジェクトとも連携を模索し、国内産業の振興と投資促進のリンケージ創出に資するよう努めること。

（６）日本・バングラデシュ官民合同経済対話との連携

2016 年 4 月中旬に行われた「日本・バングラデシュ官民合同経済対話」に基づき、①税及び外国為替関連（Tax and Foreign Exchange）、②産業多角化（Diversified Industrialization）、③投資環境（Investment Climate）の三つのフォローアップワーキンググループ（WG）が設置されている。

本業務の実施にあたっては、上記 WG における日本側からの各課題へのインプット・提言のうち、本プロジェクトに関連するものについては、それらを踏まえて実施すること。また、WG の活動との連携にあたっては、本業務はあくまでも MIDI-Cell 及びバングラデシュ関係機関の立場にたって各種支援を行っていく立場であることを意識し、C/P 機関との信頼構築に留意すること。

なお、本業務を実施していく過程で確認された諸課題については、WG における議論で取り上げられる可能性もあり、その場合には、日本及びバングラデシュ双方の関係者からの求めに応じ、同 WG への報告を行う等、必要に応じて関係者との情報共有も適切に行うこと。

本件に関しては、必要に応じて当機構バングラデシュ事務所を通じて、在バングラデシュ日本大使館等との情報共有・意見交換にも努めること。

（７）バングラデシュ進出を検討する本邦企業・現地企業との関係構築

本事業の対象地は BIG-B 構想における産業集積・工業化の中心地の一つとして重要な地域であり、バングラデシュの企業が本地域の開発に参加する事が非常に重要である。プロジェクト実施の際にはバングラデシュ現地企業の投資促進にも留意し、BEZA やバングラデシュ投資開発庁(Bangladesh Investment and Development Authority：BIDA)、現地の商工会やビジネス団体等との連携も密にして進めていくこと。

また、当該地域への投資において外国直接投資(FDI)も同様に重要であり、こちらにおいても BEZA や BIDA と連携するとともに、バングラデシュ企業とのリンケージを形成し、外国企業の当該地区への投資促進を図ること。また、バングラデシュ政府からも日本企業からの更なる投資への強い期待が寄せられていることから、バングラデシュへの進出に関心を有する本邦企業とは積極的に情報共有や意見交換を行い、プロジェクト活動に反映させること。特に、日本貿易振興機構(JETRO)ダッカ事務所、ダッカ日本商工会（JCIAD)や日本バングラデシュ商工会議所（JBCCI)等の日系の商工会とは連携を密にして進めていくこと。

（８）事業環境変化への対応と産業誘致に係る取組み

本事業は、中長期的な世界経済の見通し、MIDI を取り巻く環境、またバングラデシュの経済目標を鑑み、当該地区の開発ビジョンやコンセプトを定め総合的なマスタープランの策定を支援するものである。一方、中長期的には取り巻く環境に変化が生じる可能性が多分にあるため､マスタープランにおいては前提条件（資源価格、産業優位性など）を明確にし、電力・エネルギーハブや物流ロジスティックスハブ、産業ハブとしての特性を持つ同地域において、複数の開発シナリオを示すことが必要になると想定される。複数のシナリオは、例えば原油・LNG ターミナル→石油化学産業（精製）→基礎化学産業（エチレン等）→プラスチック原材料（樹脂）→プラスチック部品加工→組立産業といったバリューチェーンが全て揃うような「上位のシナリオ」、最低限のインフラ開発（脱炭素動向とエネルギー情勢次第）と最低限の産業開発（電力周辺産業、チョットグラム周辺に集積している鉄鋼やセメント産業の集積等）を想定して固く見積もった「低位のシナリオ」、そしてその中間的位置づけで実質的な目標ともなり得る「中位のシナリオ」（バリューチェーンにおける部分的な産業の集積等）の三つを想定している。尚、このシナリオを含むマスタープランは各省庁が策定予定の開発計画により詳細な形で反映される予定であり、その際に各省庁が計画している投資計画なども整理し、シナリオ検討に活かす予定である。セクター別の開発計画を策定、実施する際には、マスタープランの前提条件や開発計画の実行有無等が実施機関や MIDI 調整委員会等の場で調整され、所定の手続きを経てマスタープランは改定されるものと想定されている。よって、上述の状況変化に適切に対応していくことが可能な実施体制、手順を検討し、提案することが重要である。なお、マタバリ港を含む当該地域の開発がインド北東部を含めた物流網や産業バリューチェ

ーンの構築にも貢献し、バングラデシュとインド北東部との連結性強化も期待されている。この点にも留意の上、シナリオを検討すること。

同時に、バングラデシュの経済、社会情勢を整理し、各シナリオにおいてどの産業を誘致すべきであるかといったポテンシャル産業、当該地区を軸としたバリューチェーン案、段階的な開発シナリオ、法制度含めた産業開発における制約条件などを整理の上、マスタープランへ反映することが想定される。これらの前提条件を明確にした上でマスタープランへ反映することとする。また、本事業後半においては具体的に民間セクターへの投資誘致にかかる取組みを実施予定であるが、当該地域の産業開発においては国内外からの投資が必要不可欠である。BEZA や BIDA とも連携し、投資促進にかかる法整備やインセンティブの付与等の提案、投資セミナー等のプロモーション活動を一体の取り組みとして検討し、本事業の活動に反映させることとする。

（９）現行の開発計画の整理と MIDI ビジョン調査の活用

本事業におけるアウトプットは、前述の通り MIDI の開発におけるビジョン、コンセプトを明確にした上で、現行インフラ及び計画と整合性を持った社会インフラ開発と、産業開発・産業誘致に係る開発計画を想定している。同国の開発計画や構想における現状及び関係性を整理し、必要に応じてマスタープランの内容に組み込むこと。

また、これらのアウトプットを想定しつつ、本事業に先行して当機構バングラデシュ事務所にて MIDI ビジョン調査を実施しており、本調査において、2041 年に向けたビジョンに対し、三つの柱（ロジスティクスハブ、マニュファクチャリングハブ、エネルギーハブ）を軸に開発プランを検討している。マニュファクチャリングハブについては段階的に産業発展（始めはチョットグラム周辺に集積している鉄鋼やセメント産業の集積、段階的にエチレン加工等の基礎化学工業から、石油化学工業などより付加価値が高い産業も集積していき、最終的には家電・二輪・自動車組み立て、製薬などの産業へ発展）させていくことを提案している。他にも MIDI の深海港および地理的優位性にも言及され、当該地域の開発により、経済的、社会的、そして、自由で開かれたインド太平洋（FOIP）の構想にも貢献しうる地政学的なメリットが発現すると報告されている。本事業の活動にあたっては、前項(8)の検討の際に、本調査結果を十分に理解し、活用すること。

（10）MIDI マスタープランの位置づけと活用手順の整理

MIDI マスタープランは 2041 年を目標年次とする港湾、道路、鉄道、エネルギーハブ、経済特区等の整備を進める地域総合開発計画としての位置づけであり、土地利用計画については、準備調査報告書（追補版）「モヘシュカリ・マタバリ地域における土地利用計画策定調査」で示した短期・中期・長期の計画案を更新することを念頭に置きつつ、上記の産業開発における複数の開発シナリオも踏まえた形で策定すること。また、同マスタープラン策定後は、各省がセクター別開発計画を策定し、左記に基づき個別のインフラ事業計画を立案することが想定される。したがって、同マスタープランはセクター別開発計画や個別のインフラ事

業計画の優先性を判断する基礎となる可能性が高く、同マスタープランの策定後、同国において法定計画として位置づけられるのか、さらには個別のインフラ事業計画の計画承認プロセス等においてどのように活用され、改訂されるのか等について、同国関係機関等との協議等を通じて整理し、最適なフローを提案すること。

（11）環境社会配慮を含むステークホルダーとのコミュニケーション

本事業は、マスタープラン策定から実際の開発まで中長期である点、政府部門間における調整が要である点、政府部門によるインフラ開発が重要である点を鑑み、JCC 等の幹部層のみとの対話ではなく、政府側の当該開発の重要性の意識の醸成及び実効性のある事業とすることを目的に、民間、政府担当者を含む多様なステークホルダーが意見交換をできる場、プラットフォームの整備を検討し企画すること。[1]同時に民間セクターの意見を整理し、マスタープランへの反映を検討すること。

また本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2010 年 4 月公布)（以下「JICA 環境社会ガイドライン」という。）に掲げる工業開発/港湾セクターに該当するためカテゴリ A に分類されている。本事業の推進においては、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染などの各種対策とともに、社会配慮として住民移転や貧困層への対応等が求められる。また当該地区のショナディア島南部は森林保護地区に指定されており、貴重な生物の生息地でもある。これらの環境社会に配慮したマスタープランの策定と、次項の戦略的環境アセスメント(以下、「SEA」という。) の実施、ステークホルダーとの十分な意見交換、合意形成が求められるため、ステークホルダーミーティングの開催を計画し、マスタープラン及び C/P 機関の能力強化策への反映をすること。

（12）戦略的環境アセスメント(SEA)の実施

本事業は、前項に記載の通りカテゴリ A に分類されており、SEA の考え方を導入する。具体的には、計画策定にあたり、重要な環境社会影響項目とその評価方法を設定し、複数ある代替戦略・政策案の環境社会的側面の影響を含む比較検討を行う必要がある。また JICA 環境社会ガイドラインの要件を満たす必要がある。これらの点を踏まえ、マスタープラン策定において効果的な SEA 方針、実施手法・スケジュールなどを検討すること。なお、詳細計画策定調査において環境社会配慮にかかる調査が実施されており、その調査結果も参照すること。

同時に本事業は環境社会配慮助言委員会に付議される事業であるため、同委員会への対応について、当機構からの依頼に対し協力すること。

[1]マスタープランの進捗を政府関係者等で共有することを目的とするワークショップを期間中に6回程度、加えて環境社会配慮で地域住民からの意見収集、また産業界等からの意見収集などの対応を含むステークホルダーの意見交換会等を2回/年を4年間で合計8回程度の開催を想定。

（13）現地傭人の有効活用

効果的・効率的な技術支援、バングラデシュ政府関係機関との良好な関係構築のため、現地傭人を積極的に活用すること。また、活動に必要な情報や資料がベンガル語でしか入手できない場合も想定されるという観点からも、現地傭人を積極的に活用し、業務に活かすこと。さらに、受注者が現地に不在となる間にも現地傭人が業務にあたるなどの対応により、円滑なプロジェクト運営体制の確保に努めること。

なお、ローカルリソースの活用方法については、現行のコンサルタント等契約制度の下においても、以下のような方法が検討可能であるため、必要に応じ、プロポーザルにおいて提案すること。

１） 特殊傭人費（一般業務費）として、ローカルリソース（主に個人）を活用する。

２） ローカルリソース（個人（法人に所属する個人を含む））を業務従事者として配置する。補強として配置する場合、全業務従事者の 4 分の 3 までを目途として認める。

３） ローカルリソース（法人）を共同企業体構成員とする。共同企業体構成員の場合、我が国における法人登記及び全省庁統一資格を要件としない。

（14）他ドナーの動向把握と情報共有

本事業に関連する他ドナーの支援として、アジア開発銀行がアクセス鉄道の資金協力や技術協力を実施しており、本プロジェクトとの重複はない一方、当該地区のアクセス状況の改善に関係する支援であることから、これらの動向を把握するとともに、必要に応じて同事業関係者との情報共有や意見交換等にも対応すること。

（15）国内支援委員会

本事業は、事業の適切かつ効率的な推進を図り、専門的見地から当該地域の開発に関して助言を求めるため、外部有識者による国内支援委員会を設置予定である。専門的かつ技術的な見地から助言が行われる予定であり、本事業推進に当たっては当該委員会の助言を十分に考慮すること。また同委員会の実施にあたって、当機構からの協力依頼に対応すること。

（16）不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、JICA が別途定める「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」（2014 年 10 月）の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談すること。

（17）ジェンダー視点に立った調査の実施

MIDI マスタープランの策定過程においては、支援対象国・地域の社会（や家庭内）における、ジェンダー別による労働や力関係、役割分業の状況、ジェンダーに関連した制度・社会規範･慣習等を調べた上で、ジェンダーで異なるニーズや課題等を調査・分析し、抽出されたジェンダー課題やニーズに対する取り組み計画等をマスタープランに反映させること。

また、実施機関におけるジェンダー主流化の状況や取り組みの可能性について調査し、実施機関におけるジェンダー平等と女性のエンパワメントを推進する取り組みを反映させること。

なお、参考として、具体的な手順の例を以下に示す。

① 社会・ジェンダー分析を行う。

② 事業の枠組みの中でジェンダー課題を解消するための活動を特定･設定する。

③ ジェンダー視点に立ったアウトプット(成果)設定の必要性を検討する。

④ ジェンダー視点に立った取り組みを担保し測定するための指標を設定する。

第５条　業務の内容

１．共通業務

別紙３のとおり。

２．本業務にかかる事項

２－１　プロジェクトの調査に関する業務

（１）インパクト：

セクター別の具体的な開発計画と整合したマスタープランが活用され、当該地域の産業及びインフラ開発が進み、BIG-B構想の中核として同国経済の持続的発展を支え、また、エネルギー、物流において同国の主要ハブとなり、かつ当該地域での産業誘致による雇用創出にも貢献することが見込まれる。また、当該地域の開発における指針としてバングラデシュの持続的な成長に資する開発が整合性をもって調整、実施される体制が構築される。

（２）アウトプット：

１）MIDIマスタープランの策定

２）MIDIマスタープランの実施・モニタリングにおける実施機関の能力強化

３）MIDIマスタープラン実施のための体制強化

（３）調査項目：

フェーズ1

〈1. MIDI マスタープランの策定及び更新[2]〉

[2] 当該調査においては、個別具体的な計画策定に資する支援ではなく、ビジョン、コンセプトから、土地利用の方向性、土地利用計画、インフラ整備の方向性、産業開発のシナリオなどの策定支援を目指すものである。

1-1)　MIDI マスタープランと第 8 次五か年計画及び 2nd Perspective Plan（2021～2041）、バングラデシュ・デルタプラン 2100（BDP2100）、既存のセクター開発計画等との整合性の確認
1-2)　国のセクター開発政策や計画の目標に沿った MIDI 開発目標の設定
1-3)　重点となる開発セクターの特定
1-4)　MIDI マスタープランの策定支援

フェーズ２
〈2. MIDI マスタープランの実施能力強化〉
2-1)　事業の実施を妨げるボトルネックの特定および改善策の提案（環境社会配慮およびそのプロセスにおける事象を含む）
2-2)　各省庁によるセクター別開発計画の策定促進支援
2-3)　MIDI マスタープランにおける開発事業実施のための国家予算確保支援
2-4)　環境社会配慮への対応支援（用地取得、補償支払い、住民移転計画策定支援等）
2-5)　産業に必要とされる人材育成並びに労働力確保方法の策定支援
2-6)　将来的な運用・メンテナンスを見据えたインフラ計画策定における民間セクターとの連携検討（PPP やコンセッション方式の検討）
2-7)　MIDIマスタープランの見直しや更新に係る支援

〈3.MIDI 地域における投資促進〉
3-1)　投資促進のための戦略構築と計画立案に対する側面支援
3-2)　民間セクターによる事業促進のための法律や規則の制定、インセンティブの付与、資金調達等に関する助言。
3-3)上記戦略、計画の実施ならびに法律や規則の施行等に対する側面支援。

〈4. MIDI マスタープラン実施のための体制構築および手順の整備〉
4-1)　MIDI マスタープランの実施体制強化に係る支援
4-2)　国による MIDI マスタープランの承認に向けた側面支援
4-3)　MIDI 関連事業についての定期的モニタリング・システムの策定支援
4-4)　関係省庁間の調整支援

２－２　本邦研修・招へい
☒本プロジェクトでは、本邦研修・第三国研修・招へいを実施する。

プロジェクト開始から半年から 1 年後を目途に、本邦・第三国研修の実施の必要性、期待される成果、主要な研修テーマなどを検討し、当機構経済開発部と協議し、実施の有無を決定する。検討にあたっては C/P 機関の要望を十分に考慮しつつも、実施コストに見合った成果が得られるかどうかを見極めること。

実施する場合、時期はプロジェクト 2 年目以降を想定するが、実施期間や回数、対象人数及び対象機関、日程案などについては当機構経済開発部や実施機関とも相談の上、決定すること。

なお、本邦研修・招へい実施業務は、本契約の業務には含めず、研修・招へい日程を確定した後、発注者・受注者協議の上で、別途契約書を締結して実施する

（発注者が公開している最新版の「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」に準拠）。

２－３　機材調達

☒ 受注者は、業務の実施に必要と判断される機材を「コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン」に沿って調達する。受注者は、各機材の必要性・妥当性を「C/Pと確認し、発注者・受注者協議の上で機材名/数量/仕様を最終的に確定する。

- 衛星写真

【現地再委託を認める場合】

２－４　現地再委託

☒本プロジェクトでは、以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認める。
再委託契約の仕様・想定規模は以下のとおり。

	項目	仕様	数量	見積の取扱
1	物流需要調査	・バングラデシュ及び当該地域の物流重要、並びに周辺国を含む海運における物流調査	1	定額見積
2	経済分析	・バングラデシュ及びその周辺地域、国際経済の経済分析	1	定額見積
3	SEA調査	・当該地域のSEAに関する調査。バングラデシュ国の法制度及びJICA環境社会ガイドラインに充足する調査とする。	1	定額見積

２－５　その他

（１）収集情報・データの提供

- 業務のなかで収集・作成された調査データ（一次データ）、数値データ等について、発注者の要望に応じて、発注者が指定する方法（Web へのデータアップロード・直接入力・編集可能なファイル形式での提出等）で、適時提出する。
- 調査データの取得に当たっては、対象国の法令におけるデータの所有権及び利用権を確認する。関連する法令が存在しない場合あるいは法令の適用有無が判断できない場合、調査実施地域の管轄機関に本調査で取得したデータの所有権及び利用権について確認する。確認の結果、発注者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出する。
- 位置情報の取得は、可能な限り行うが、本業務においては、追加的に位置情報を取得する必要はなく、必然的に位置情報が付されるデータを対象とする。位置情報が含まれるデータについては次の様式に従い発注者に提出する。
  - ✓ データ格納媒体：CD-R（CD-R に格納できないデータについては提出方法を発注者と協議）

✓ 位置情報の含まれるデータ形式：KML もしくは GeoJSON 形式。ラスターデータに関しては GeoTIFF 形式。（Google Earth Engine を用いて解析を行った場合は、そのコードを業務完了報告書に合わせ提出）

- 本調査及びマスタープラン策定における 1/10000 の印刷された地図についてもプログレスレポート、ドラフトファイルレポート時に合わせて提出する。

（２）C/Pのキャパシティアセスメント

- 受注者は、人材育成の対象となる C/P に対し、現状の詳細な把握やキャパシティアセスメントを行い、その結果を踏まえ、その後の能力強化の重点項目や範囲、達成レベル等を設定する。本アセスメントは、人材だけでなく、組織、法制度、財源も含む想定である。

（３）環境社会配慮

1) JICA 環境社会ガイドラインに基づき、以下の環境社会配慮調査を行う。戦略的環境アセスメントの考え方（プロジェクトよりも上位の政策(Policy)、計画(Plan)、プログラム(Program)(PPP)レベルの環境アセスメント）に基づいた代替案の比較検討を行う。具体的には、スコーピング（政策、計画、プログラム等の意思決定にあたり極めて重要な環境社会影響項目とその評価方法を明らかにすること）を実施した上で、複数ある代替案の環境社会的側面の影響を含む比較検討を行う。なお、スコーピング案と報告書案の段階で、それぞれ情報公開した上で、現地ステークホルダーの情報・意見を反映させる。また、環境社会配慮助言委員会にスコーピング案及び報告書案の段階で助言を求めるため、その資料作成や質疑対応等の業務支援を行う。スコーピング案と報告書案の段階で、それぞれ情報公開した上で、現地ステークホルダーの情報・意見を反映させる。
2) マスタープラン策定において優先的に行うプロジェクトの検討が行われる場合、複数のプロジェクトの代替案の比較検討を通じて 選定された優先プロジェクトに対しスコーピング（環境社会影響項目の絞り込み）を行う。具体的には、優先プロジェクトの環境アセスメントに必要な環境社会影響項目を選定し、調査・予測方法を決定する。
3) 主な調査項目は、以下のとおり。以下①～③は環境社会配慮も勘案した調査を行うこと。
   ① 政策、計画等の目的・目標の検討
   ② 諸制約のなかで目的を達成するための代替案の検討
   ③ 政策や計画の内容の検討（開発予測、対策のリスト、ルートや将来の開発区域の地図等）
   ④ スコーピング（政策、計画、プログラム等の意思決定にあたり極めて重要な環境社会項目とその評価方法を明らかにすること）の実施
   ⑤ ベースラインとなる環境社会の状況（土地利用、自然環境、先住民族の生活区域及び経済社会状況等）の確認
   ⑥ 相手国側の環境社会配慮制度・組織の確認
      ア 環境社会配慮（環境影響評価、住民移転、住民参加、情報公開等）に関連する法令や基準等
      イ JICA 環境社会ガイドラインとの乖離
      ウ 関係機関の概要

⑦ 影響の予測
⑧ 影響の評価及び代替案の比較検討(PPP レベル)
⑨ 緩和策(回避・最小化・代償)の検討
⑩ モニタリング方法の検討
⑪ 優先プロジェクトの環境社会配慮項目のスコーピング結果(検討すべき代替案及び重要と思われる環境社会影響項目の範囲並びに予測・評価方法案)の作成
⑫ ステークホルダー協議の開催支援(実施目的、参加者、協議方法・内容等の検討。JICA 環境社会ガイドライン別紙 5 を参照。)
⑬ プログラムの個別プロジェクトから直接排出される温室効果ガス排出量が年間 25,000CO_2換算トン以上の場合、供用段階における排出量推計

（４）環境社会配慮のカテゴリ変更の可能性の確認

- 本プロジェクトはカテゴリ A に分類されている。業務を進める上でカテゴリの変更が生じる可能性が出てきた場合は、速やかに発注者に報告し、対応を協議する。

（５）ジェンダー平等を推進する活動

- 合意文書及び事前評価表に記載されたジェンダー主流化の取組及び指標の達成のための活動を実施する。
- ジェンダーバランスなど多様性の視点に立った実施体制を採る。また、事業対象者が各自のジェンダーによって参加が困難とならないよう、包摂のための工夫をする。
- さらに、データ収集の際は、ジェンダー別に収集・分析を行い、定量/定性的効果を可能な限りジェンダー別で把握する。成果やインパクトの発現状況をモニタリングし、問題が発生した場合は適宜対応する。

第６条　報告書等

１.　　報告書等

■業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。提出の際は、Word 又はPDFデータも併せて提出する。最終成果品の提出期限は契約履行期間の末日とする。
想定する数量は以下のとおり。なお、以下の数量（部数）は、発注者へ提出する部数であり、先方実施機関との協議等に必要な部数は別途受注者が用意する。

報告書名	提出時期	言語	部数	部数
インセプションレポート	業務開始から1か月以内 (2024年3月初旬)	日本語 英語	電子データ	-
プログレスレポート	別途指定	日本語 英語	電子データ	-

	（フェーズ毎、年1回以上の頻度を想定： 2024年4月、2024年10月、2025年4月、2026年4月頃を想定）			
ドラフトファイナルレポート	契約履行期限より3カ月前 （2027年10月末）	日本語 英語	電子データ	
ファイナルレポート （最終成果品） （広報に係る成果物やデータ集含む）	契約履行期限末日 （2028年1月下旬）	日本語	製本	３部
		日本語 要約	製本	３部
		英語	製本	５部
		日本語 英語	CD-R	１部

■ 最終成果品は、履行期限３ヶ月前を目途にドラフトを作成し、発注者の確認・修正を経て、最終化する。尚、作成に当たってはC/P側とコミュニケーションを密に図り作成をすること。
■ 本業務を通じて収集した資料およびデータは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
■ 受注者もしくはC/P等第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。

記載内容は以下のとおり。

（１）業務計画書

共通仕様書第6条に記された内容を含めて作成する。

（２）インセプションレポート

以下の項目を含む内容で作成する。

1) 事業の概要（背景・経緯・目的）
2) 事業実施の基本方針
3) 事業実施の具体的方法
4) 事業実施体制（JCCの体制等を含む）
5) 業務フローチャート
6) 詳細活動計画（WBS：Work Breakdown Structure等の活用）
7) 要員計画及び要員毎の業務範囲と対応事項
8) 先方実施機関便宜供与事項
9) その他必要事項

（３）プログレスレポート

当機構側と事前に相談の上、事業の進捗状況により必要な項目を織り込み、作成する。本事業はSEA実施のためのスコーピング資料と、SEAを含むプログレ

スレポートまたはドラフトファイナルレポートを環境社会配慮助言委員会に諮る必要があり、これらの資料の作成も求められるため、助言委員会に諮る報告書の内容や作成時期は発注者と協議を行うこと。特に、マスタープランの基本計画・基本構想及びSEA調査の概要が調査できた時点でプログレスレポートに含めるものとし、助言委員会で諮る予定である。その助言内容については、ドラフトファイルレポート/ファイルレポートへ反映することを想定している。

また、本調査及びマスタープラン策定における1/10000の印刷された地図についても3部提出すること。

（４）ドラフトファイルレポート/ファイナルレポート

1） 事業の概要（背景・経緯・目的）
2） 活動内容（策定されたマスタープランを含む）
3） 本事業実施運営上の課題・工夫・教訓（業務実施方法、運営体制等）
4） 計画の達成度
5） 上位目標の達成に向けての提言（最終成果品の場合）もしくは次期活動計画（事業進捗報告書の場合）

添付資料（添付資料は作成言語のままでよい）

(ア)業務フローチャート
(イ)WBS等業務の進捗が確認できる資料
(ウ)人員計画（最終版）
(エ)研修員受入れ実績
(オ)遠隔研修・セミナー実施実績（実施した場合）
(カ)供与機材・携行機材実績（引渡リスト含む）
(キ)合同調整委員会議事録等
(ク)その他活動実績

6） 戦略的環境アセスメント(SEA)
7） 当該地区の地図

２． 技術協力作成資料

本業務を通じて作成する資料については、事前に相手国実施機関及び発注者に確認し、そのコメントを踏まえたうえで最終化し、当該資料完成時期に発注者に共有する。また、これら資料は、ファイナルレポートとともに提出する。

３．コンサルタント業務従事月報

国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の報告を作成し、発注者に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、発注者に報告する。

１） 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
２） 今月の業務内容の合意事項、継続検討事項
３） 詳細活動計画（WBS 等の活用）
４） 活動に関する写真

第 8 条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等

について、理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

別紙１

案件概要表

１．案件名（国名）

国名：バングラデシュ人民共和国
案件名：MIDI総合開発計画策定プロジェクト
Project for the Formulation of MIDI Master Plan

２．事業の背景と必要性

（１） 当該国におけるバングラデシュ、モヘシュカリ・マタバリ地域の開発の現状・課題及び本事業の位置付け

バングラデシュ人民共和国（以下、「バングラデシュ」）は、近年、新型コロナウイルス感染症による影響を受けるまで、約10年間にわたり年率平均6%以上のGDP成長率を維持し、堅調な経済成長を遂げている（世界銀行、2021年）。同国の長期開発計画である「展望計画2021-2041（2nd Perspective Plan of Bangladesh 2021-2041）」では、2031年までの高中所得国化、2041年までの高所得国化を国家目標とし、年率8%以上の経済成長を遂げることを目標としている。経済成長を維持し、さらに加速化させていくためには現地企業と外国直接投資のリンケージを強化し、投資促進や産業振興・多角化を図っていくことが不可欠である。

これらの目標達成及びバングラデシュの経済成長を後押しするため、2014年9月、日バ首脳会談にてベンガル湾産業成長地帯（The Bay of Bengal Industrial Growth Belt: BIG-B）構想が発表され、同国首都ダッカから南部の商業都市でベンガル湾沿岸のチョットグラム及びコックスバザールを繋ぐ地域の産業集積・工業化を目指すことが表明された。また、バングラデシュ政府は、当該地域において、産業インフラを開発し、マタバリ港を拠点とした物流網を整備するとともに、外国直接投資を呼び込むことで同国の経済成長を牽引する開発を進めるべく、その中核であるコックスバザール県の概ねマタバリ島及びモヘシュカリ島並びにその内陸部（以下、「MIDI地域」）において大型複合インフラ開発として、「モヘシュカリ・マタバリ統合的インフラ開発イニシアティブ」（Moheshkhali Matarbari Integrated Infrastructure Development Initiative。以下、「MIDI」）を進めることとし、港湾、電力に加え、エネルギー基地、経済特区（EZ）、道路、鉄道、都市整備等さまざまな大型インフラプロジェクトがそれらを担当する実施省庁によって計画され、その一部は実施にまで至っている。加えて、同地域の開発事業については、2018年2月に首相府傘下に設立されたMIDI調整委員会（MIDI-Coordination Committee）が各省次官級のハイレベルな調整機能を担うとともに、より実務的な開発計画・個別開発事業の計画調整・モニタリングを担う組織体として、2020年10月に同じく首相府傘下にMIDI事務局（MIDI-Cell）が設置されている。また、MIDIに基づく大規模な開発事業の推進に向けた体制強化として、バングラデシュ政府は新たにMIDI開発庁（MIDI Development Authority）（仮称）の設立に向け、現在、設立のための法令整備が進められている。

JICAはこれまでMIDI地域において「マタバリ港開発事業」（円借款、2018、2019、2023年度承諾）や「マタバリ超々臨界圧石炭火力発電事業」（円借款、2014、2016、

2017、2018、2019、2021、2023年度承諾）を始めとする主要なインフラ事業に対する協力を実施中である。これらに加えて、JICAは関連調査として「南部チッタゴン地域総合開発に係る情報収集・確認調査」（2016年度）、「モヘシュカリ・マタバリ地域における土地利用計画策定調査」（2019年度）、「モヘシュカリ・マタバリ統合的インフラ開発イニシアティブ運営実施体制に係る情報収集・確認調査」（2021年度）を実施済みである。同調査結果では、詳細なセクター毎の開発計画策定に先立ち、MIDI地域におけるより上位の開発計画としてMIDIマスタープランが必要との指摘がなされた。かかる状況下の中でバングラデシュ政府は、当該マスタープラン策定、個別開発事業における民間セクターとの連携強化、及びマスタープランに基づく事業実施促進と実施体制強化にかかる本事業を日本政府に要請した。同要請に並行して実施された「MIDI Strategic Vision Development and Economic Impact Analysis」（2022年度）においても、MIDIマスタープランを早急に策定することが、MIDI開発における最重要事項の一つと分析されている。

なお、本事業はBIG-B構想の実現を目指すうえで中心地域となるMIDI地域を対象としているが、マタバリ港を含む当該地域の開発がインド北東部を含めた物流網や産業バリューチェーンの構築にも貢献し、バングラデシュとインド北東部との連結性強化も期待される。

（２） バングラデシュ、モヘシュカリ・マタバリ地域に対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置付け、課題別事業戦略における本事業の位置付け

「対バングラデシュ人民共和国国別開発協力方針」（2018年2月）では、「中所得化に向けた、全国民が受益可能な経済成長の加速化」を重点分野の一つに掲げ、BIG-B構想を中心とした協力を行い、高度経済成長を実現するための原動力となる民間セクターの活動を振興し、民間投資を誘致・増加させるため、投資環境の改善を支援する方針が示されている。同時に、「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」のための新たなプラン（2023年3月）の中で、ベンガル湾からインド北東部を繋ぐ産業バリューチェーン構築の戦略的重要性やインド北東部との連結の重要性が言及されており、本案件はその実現に貢献するもの。また、「対バングラデシュ人民共和国JICA国別分析ペーパー」（2023年3月）では、産業基盤強化とそれを下支えするための産業インフラ整備（人流・物流の円滑化、電力供給体制の確立等）とともに、産業多角化と高付加価値の輸出産業創出にも取り組む方針であり、JICA「課題別事業戦略（グローバル・アジェンダ）4. 民間セクター開発」（2021年6月）では、「アジア投資促進・産業振興」に位置付けられ、直接投資の呼び込みと現地企業能力強化を一体的に支援することとしている。なお、直接投資の呼び込みにおいては、本邦企業を含む外国企業や関連団体の巻き込みが非常に重要であるため、本事業においても推進する予定である。

（３） 他の援助機関の対応

アジア開発銀行（ADB）は、MIDI地域と主要消費地であるダッカ、チョットグラム間のアクセス改善を目的に、ドハザリーコックスバザール間の鉄道（三線軌条）新設を支援している（2016年より協力開始。2023年に完工予定。借款額 1,500百万ドル。チョットグラムードハザリ間（47km）は建設済）。また、同じくADBよりチャカリア市とマタバリ地区を繋ぐ、マタバリアクセス鉄道建設事業に係る

F/S及び詳細設計（実際のインフラ整備にかかる資金供与については未定）を支援している。

他に、2017年に融資したモヘシュカリ浮体式LNG貯蔵再ガス化設備運営事業において、国際金融公社（IFC）とJICA海外投融資の協調融資により、同国初の天然ガス輸入ターミナルとなる浮体式LNG貯蔵再ガス化設備（FSRU: Floating Storage and Regasification Unit）の建設・運営を支援し、逼迫する同国の一次エネルギー需給の改善を図っている。

３．事業概要

（１） 事業目的：本事業は、MIDI 地域における 2041 年を目標年次とする港湾、道路、鉄道、エネルギーハブ、経済特区等の整備を進める地域総合開発計画としてのマスタープランの策定支援、及び実施機関等の組織・実施体制強化に向けた支援を行うことにより、実施機関の実施・モニタリング能力並びに体制強化を図るもの。

（２） 総事業費：（日本側）5.8 億円

（３） 事業実施期間：2024 年 2 月～2028 年 1 月（48 カ月）を予定

（４） 事業実施体制:MIDI 事務局（後、MIDI 開発庁（仮称）として再編成される見込み）

（５） インプット（投入）

１）日本側

① 調査団員派遣（合計約 90P/M）：チーフアドバイザー／産業・地域総合開発、経済特区・産業開発計画、法制度・組織能力強化／人材育成、電力・エネルギー開発計画、貿易・港湾開発計画、都市計画・都市開発計画、物流・運輸交通開発計画、ICT・通信開発計画、廃棄物・上下水、環境社会配慮・戦略的環境アセスメント（SEA）／環境保全、災害リスク分析・マネジメント／気候変動対策、投資促進・制度、経済・財務・リスク分析、道路・橋梁計画、GIS／データマネジメント、業務調整／広報

② 研修員受け入れ：必要に応じ実施

③ その他：調査団が計画する現地活動に必要な経費・機材等

２）バングラデシュ側

① カウンターパートの配置

② 事務所スペース、必要なデータ・情報の提供、必要な ID カード、プロジェクトサイトへの入場許可、バングラデシュ側投入の人件費とそれに付随する費用の提供とプロジェクトに必要な機材などの輸入に係る諸税の負担

（６） 計画の対象（対象分野、対象規模等）

・調査対象：産業開発、社会インフラ（エネルギー、港湾、道路等）、環境社会配慮

・対象地域：ダッカ県ダッカ市（MIDI事務局の所在地であるため記載）
コックスバザール県モヘシュカリ郡（主な対象エリア。約37,000ha。）

コックスバザール県チャカリア郡（新市街地開発としてのエリア）
・裨益者：モヘシュカリ・マタバリ地域近隣住民及びバングラデシュ国民

（７） 他事業、他開発協力機関等との連携・役割分担

１）我が国の援助活動：現在、「MIDI政策アドバイザー」（専門家派遣・2022～2024年）を首相府MIDI事務局に派遣中であり、本事業と密接に連携しつつ、外国直接投資の促進、民間セクターとのリンケージ形成等を進める。なお、同専門家派遣の在外事業強化費で実施した調査「MIDI Strategic Vision Development and Economic Impact Analysis」（2022年度）では、三つの柱（ロジスティクスハブ、マニュファクチャリングハブ、エネルギーハブ）の開発シナリオを検討し、各ハブの開発投資効果の試算を行っている。本事業においても、同調査結果を十分に活用する予定である。また、上記2.（１）の「マタバリ超々臨界圧石炭火力発電事業」、「マタバリ港開発事業」等のインフラ開発と整合性や、バングラデシュ経済特区庁（以下、「BEZA」）に対し実施中の「経済特区管理・投資促進能力強化プロジェクト」、産業省に対する「産業競争力強化プロジェクト」等と連携しつつ実施する必要がある。更に、投資促進機関としてバングラデシュ投資開発庁（BIDA）があり、外国直接投資を見据えた産業誘致の検討、及び経済特区（以下、「SEZ」）開発、及び関連産業の人材育成面での協力を検討する。なお、投資促進活動において、日系企業を含む現地進出外資系企業と現地企業との関係構築や、日系等外資系企業の連携を通じ、「経済特区管理・投資促進能力強化プロジェクト」で支援している経済特区への進出や関心が高まることも期待できる。

２）他の開発協力機関等の援助活動：当該地域へのアクセスにおいて、マタバリ港開発事業の円借款により支援しているアクセス道路に加え、上述のADB支援による鉄道活用によるアクセス改善は、当該地域への投資誘致において重要な要素となる。調査において他開発協力機関等の援助活動も確認するとともに、ADBとも協調を模索しながら当該地域のアクセス状況の改善を検討する。

（８） 環境社会配慮・貧困削減・社会開発

１）環境社会配慮

カテゴリ分類：A

（ア） カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月公布）に掲げる工業開発/港湾セクターに該当するため。

（イ） 環境許認可：本事業にかかる環境許認可は、環境局の環境監理関連法をもとに、許認可申請・取得、環境モニタリング等の活動を各省庁に任されているため、対応等については詳細を本事業にて確認する。

（ウ） 汚染対策：詳細計画策定調査において、大気、水質汚濁、土壌汚染、低質、騒音・振動、悪臭、廃棄物、地盤沈下などへの負の影響が予見されるため、詳細を本事業にて確認する。

（エ） 自然環境面：詳細計画策定調査において、生態系、水象、地形・地質への負の影響が予見されるため、詳細を本事業にて確認する。

（オ） 社会環境面：詳細計画策定調査において、社会環境面での負の影響が予見されるため、詳細を本事業にて確認する。

（カ） その他・モニタリング：具体的なモニタリング項目・手法等については詳細を本事業にて確認する。

２）横断的事項：

（ア）産業誘致による雇用の創出が見込まれる一方、労働力確保の観点から住民の移転に伴う当該地域の人々の身体的・精神的配慮を総合開発計画への織込みが求められる。

（イ）本事業のマスタープラン策定において、気候変動に強靭なインフラ設計、鉄道建設を通じたモーダルシフトや効率的な送配電網の整備によるGHG排出量削減が期待されるため、気候変動緩和策・適応策に資する可能性がある。

３）ジェンダー分類：【対象外】「(GI)ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件」。但し、マスタープラン策定においては、ジェンダー主流化のニーズを調査し、本案件の推進にあたってジェンダーを考慮した計画を立案するよう留意する。

（９） その他特記事項：

本事業においては、産業開発、地域開発、インフラ開発と広範囲に及びため、分野課題及びバングラデシュに関する専門的かつ大局的な知見を得るため複数の有識者からなる委員会を設ける予定である。

環境社会配慮等においては、現地住民や住民組織、NGOなど関連する現地ステークホルダーと協調して本事業を推進していく。

４． 事業の枠組み

（１）インパクト：セクター別の具体的な開発計画と整合したマスタープランが活用され、当該地域の産業及びインフラ開発が進み、BIG-B構想の中核として同国経済の持続的発展を支え、また、エネルギー、物流において同国の主要ハブとなり、かつ当該地域での産業誘致による雇用創出にも貢献することが見込まれる。また、当該地域の開発における指針としてバングラデシュの持続的な成長に資する開発が整合性をもって調整、実施される体制が構築される。

（２）アウトプット：

１）MIDIマスタープランの策定

２）MIDIマスタープランの実施・モニタリングにおける実施機関の能力強化

３）MIDIマスタープラン実施のための体制強化

（３）調査項目：

フェーズ1

〈1. MIDIマスタープランの策定及び更新[3]〉

1-1) MIDIマスタープランと第8次五か年計画及び2nd Perspective Plan（2021～2041）、バングラデシュ・デルタプラン（2100）、既存のセク

[3] 当該調査においては、個別具体的な計画策定に資する支援ではなく、ビジョン、コンセプトから、土地利用の方向性、土地利用計画、インフラ整備の方向性、産業開発のシナリオなどの策定支援を目指すものである。

ター開発計画との整合性の確認
1-2) 国のセクター開発政策及び計画の目標に適合するMIDI開発目標の設定
1-3) 重点となる開発セクターの特定
1-4) MIDIマスタープランの策定支援

フェーズ２
〈2. MIDIマスタープランの実施能力強化〉
2-1) MIDIマスタープランの実施・モニタリングや更新時の手続きの策定支援
2-2) 事業の実施を妨げるボトルネックの特定・調整によるその排除又は軽減（環境社会配慮およびそのプロセスにおける事象を含む）
2-3) 各省庁によるセクター別開発計画の策定調整支援
2-4) MIDIマスタープランにおける開発・投資促進事業実施のための国家予算確保支援
2-5) 用地取得、補償支払い、住民移転計画策定支援
2-6) 産業に必要とされる人材育成並びに労働力確保方法の策定支援
2-7) 将来的な運用・メンテナンスを見据えたインフラ計画策定における民間セクターとの連携検討（PPPやコンセッション方式の検討）
〈3.MIDI地区における投資促進〉
3-1) 投資促進のための戦略構築の促進（南アジア及び世界経済の予測含む同国の経済・産業を取り巻く環境、投資環境、地政学的リスクを含む
3-2) 民間セクターによる事業策定促進のための投資、法律及び資金調達に関する助言（法制度、誘致産業分析、有望産業セクター含む）
3-3) 投資促進のための戦略構築と計画立案の促進、並びにその実施
〈4. マスタープラン実施のための体制構築および手順の整備〉
4-1) MIDI運営実施体制強化に係る支援
4-2) MIDIマスタープランの承認と実施支援
4-3) MIDI関連事業についての定期的モニタリング・システムの策定
4-4) 関係省庁間の調整支援（ルール、手順の策定支援）

５．前提条件・外部条件

（１） 前提条件：
１） バングラデシュ政府による MIDI マスタープランに関する政策や方針、関連の取り組みにかかる優先順位等に変更が生じない。
２） 本事業におけるバングラデシュ政府側の人員・体制が、必要なタイミングで整備される。

（２） 外部条件：
１） 安全対策措置の強化による活動制限の影響を受けない。現状より治安情勢が悪化しない。

６．過去の類似案件の教訓と本事業への適用

JICAが2017年に実施した「経済特区開発支援に関するプロジェクト研究」において、効果的な経済特区開発の進め方に関し、各プロセスにおける教訓が整理されており、重点誘致産業の検討においては、誘致候補業界・企業へのヒアリング、他国・地域に比した当該国の優位性の分析等の市場調査を行うことや、開発地の選定に際して、誘致対象産業が必要とする条件を念頭に置いて検討する必要があるとされている。

また「ケニア国モンバサ経済特区開発マスタープランプロジェクト」（2015年）の成功の内部要因として、産業開発では、実施能力の高い活発な実施組織の構築、実行可能な実施スケジュールの策定および必要なリソースの確保、関係機関の協力と協調、投資家に利便性をもたらすワンストップ・センターの運営・管理組織の構築、民間の優秀な人材を起用した投資促進・マーケティングの遂行などが指摘されている。また、土地利用・設計に関することとして、開発対象地域のユニークな地形を生かした土地開発を最大限活用すること、関係機関による開発計画の認可が挙げられ、環境配慮に関することとして、円滑な住民移転を実現するための、ステークホルダーに対する配慮や 環境影響評価（EIA）の実施について示されている。特に、産業開発においては、外部変化の状況や関連省庁との調整状況に応じて、計画の見直しも想定されるため、必要に応じて柔軟に開発計画を解釈しながら進めていくことが求められる。そのため、MIDI調整委員会などを通じて必要な調整が行えるよう総合開発計画の合意形成、必要に応じた見直しの機会・方法につき提言を行う。そして、誘致産業及び外国直接投資の誘致においては、SEZ開発及びワンストップサービスの拡充が重要な施策であるため、BEZAと有機的な連携ができるよう働きかけを行う。

また、タイ王国東部臨海開発計画において開発事業における計画の見直し（中間評価）及び実施主体（途上国政府）のオーナーシップの重要性について言及があり、計画の内容や投資の規模及び時期について見直しを重ね、必要に応じて縮小や延期を含む計画変更を行う必要があると示されている。本事業においては、MIDI調整委員会や民間事業者も含むステークホルダーと緊密に連携を取り、調整ができるような場の提供を検討する。また、環境配慮における情報公開と対話の重要性についても言及されている。開発事業における公害対策にあたっては、行政、住民、工場の間で合意を形成しながら進めていく必要があるとされ、特に、公害対策を担当する機関は、被害を受ける（可能性のある）周辺住民へ情報を公開しつつ、不断の対話を通じて、汚染の現状や公害対策について理解を求めていくことが不可欠であるとしている。本事業においても、住民との対話の場など意見収集ができる仕組みの構築を働きかける。そして、開発における地方自治体の役割と開発機関の支援において、大規模な地域開発と工業化は、当該地域への人口流入を招き、都市部の公共サービス需要を増大させるため、これら公共サービス需要への対応には、都市部の地方自治体の役割が重要であり、これら自治体の財源確保・組織強化が必要となる。途上国政府においては、本事業と並行して、自治体の強化につながるような事業の枠組みをつくるとともに、必要な知的支援を行うことが望まれる。

７．評価結果

本事業は、バングラデシュの開発課題・開発政策並びに我が国及びJICAの協力方針・分析に合致し、地域総合開発計画策定支援や実施体制強化等を通じてバングラデシュ及び当該地域の持続可能な工業化や経済成長に貢献するものであり、同時にBIG-B構想の中核となる開発計画となる。そして、FOIPの新プランにおいても、本事業は

マタバリ港を含む当該地域の開発がインド北東部を含めた物流網や産業バリューチェーンの構築にも貢献し、バングラデシュとインド北東部との連結性強化も期待される。また、SDGsのゴール8「持続的、包摂的で持続可能な経済成長と、万人の生産的な雇用と働きがいのある仕事の促進」、ゴール 9「強靭（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る」や、ゴール 11「包摂的で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する」に貢献すると考えられることから、支援する必要性は高い。

８．今後の評価計画

（１）事後評価に用いる基本指標

（提案計画の活用状況）：本事業により策定された総合開発計画が承認され、各実施機関においセクター毎の具体的な開発計画に落とし込まれ、全体の計画と整合性を担保したうえで、開発が進められている状況

（能力強化の発現状況）/（施設の活用及び維持管理の状況）：実施機関において、省庁間の意見交換、合意形成のメカニズムが確立され、当該地区の開発がMIDIマスタープランにより整合性をもって推進されている。

（２）今後の評価

スケジュール事業開始6カ月以内、後年1回　JCCにおける相手国実施機関との合同レビュー

事業完了時点　　支援により策定されたマスタープラン

事業完了3年後　　事後評価

以　上

別添資料　「MIDI総合開発計画策定・実施促進プロジェクト 地図」

出典：Google Map

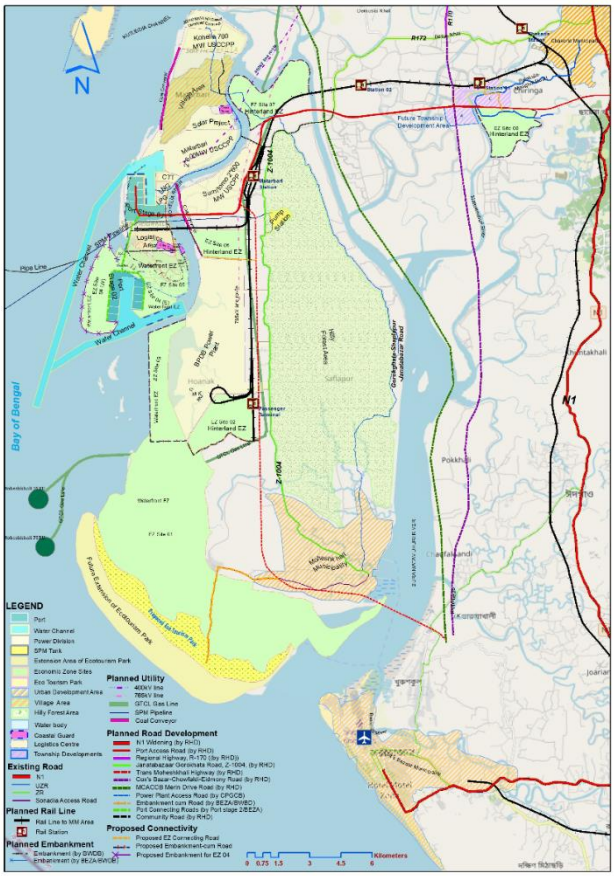

出典：BEZA

別紙２

共通留意事項

【１】必須項目

１．討議議事録（R/D）に基づく実施

- 本業務は、発注者と相手国政府実施機関とが、プロジェクトに関して締結した討議議事録（R/D）に基づき実施する。

２．C/P のオーナーシップの確保、持続可能性の確保

- 受注者は、オーナーシップの確立を充分に配慮し、C/P との協働作業を通じて、C/P がオーナーシップを持って、主体的にプロジェクト活動を実施し、C/P 自らがプロジェクトを管理・進捗させるよう工夫する。
- 受注者は、プロジェクト終了後の上位目標の達成や持続可能性の確保に向けて、上記 C/P のオーナーシップの確保と併せて、マネジメント体制の強化、人材育成、予算確保等実施体制の整備・強化を図る。

３．プロジェクトの柔軟性の確保

- 技術協力事業では、相手国実施機関等の職員のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクト活動を柔軟に変更することが必要となる。受注者は、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、開発効果の最大化を念頭に置き、プロジェクトの方向性について発注者に提言する（必要に応じて R/D の基本計画の変更等）。変更に当たっては、受注者は案を作成し発注者に提案する）。
- 発注者は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な対応を行う（R/D の変更に関する相手国実施機関との協議・確認や本業務実施契約の契約変更等）。なお、プロジェクト基本計画の変更を要する場合は、受注者が R/D 変更のためのミニッツ（案）及びその添付文書をドラフトする。

４．開発途上国、日本、国際社会への広報

- 発注者の事業は、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的としている。このため、プロジェクトの意義、活動内容とその成果を相手国の政府関係者・国民、日本国民、他ドナー関係者等に正しくかつ広く理解してもらえるよう、発注者と連携して、各種会合等における発信をはじめ工夫して効果的な広報活動に務めるものとする。

５．他機関/他事業との連携、開発インパクトの最大化の追求

- 発注者及び他機関の対象地域／国あるいは対象分野での関連事業（実施中のみならず実施済みの過去のプロジェクトや各種調査・研究等も含む）との連携を図り、開発効果の最大化を図る。
  - 日本や国際的なリソース（政府機関、国際機関、民間等）との連携・

巻き込みを検討し、開発インパクトの最大化を図る。

６．根拠ある評価の実施

- プロジェクトの成果検証・モニタリング及びプロジェクト内で試行する介入活動の効果検証にあたっては、定量的な指標を用いて評価を行う等、根拠（エビデンス）に基づく結果提示ができるよう留意する。

【２】選択項目

□他の専門家との協働

- 発注者は、本契約とは別に、長期専門家及び／もしくは短期専門家を派遣予定である。受注者は、これら専門家と連携し、プロジェクト目標の達成を図ることとする。ワーク・プラン、モニタリングシート、業務進捗報告書、事業完了報告書の作成に際しては、これら専門家と協働して作成する。
- 上記専門家との役割分担は、第 4 条 2. 本業務にかかる事項、同専門家の活動内容は、別添を参照する。

☒　ジェンダー配慮

- 本業務の実施に際しては、男女別データの収集・分析を行い、男女別データで定量的効果を把握することや、男性／女性の参画を考慮した活動内容を検討する等、ジェンダーに十分配慮した活動を行う。

別紙３

共通業務内容

１．インセプションレポート作成（業務系確保及びワークプラン含む）／改定

- 受注者は、事業の推進計画を作成し、その内容について発注者の承認を得た上で、現地業務開始時に相手国政府関係機関に内容を説明・協議し、本事業の基本方針、方法、業務工程等について合意を得る。
- なお、業務を期分けする場合には第２期以降、受注者は、期初に業務工程等を改訂して発注者に提出する。

２．合同調整委員会（JCC）等の開催支援

- 発注者と相手国政府実施機関は、本事業の意思決定機関となる合同調整委員会（Joint Coordinating Committee）もしくはそれに類する案件進捗・調整会議（以下、「JCC」）を設置する。JCC は、1 年に 1 度以上の頻度で、（R/D のある場合は R/D に規定されるメンバー構成で）開催し、年次計画及び年間予算の承認、プロジェクトの進捗確認・評価、目標の達成度の確認、プロジェクト実施上の課題への対処、必要に応じ本事業の計画変更等の合意形成を行う。
- 受注者は、相手国の議長が JCC を円滑かつ予定どおりに開催できるよう、相手国政府実施機関が行う JCC 参加者の招集や会議開催に係る準備状況を確認して、発注者へ適宜報告する。
- 受注者は 必要に応じて JCC の運営、会議資料の準備や議事録の作成等、最低限の範囲で支援を行う。

３．進捗確認のモニタリング及びモニタリングのための報告書作成

- 受注者は、本事業の進捗をモニタリングするため、定期的に C/P と運営のための打ち合わせを行う。
- 受注者は、発注者及び C/P とともに事前に定めた頻度で（１年に１回以上とする）発注者所定の進捗確認のための報告書を C/P と共同で作成し、発注者に提出する。確認結果を基に、必要に応じて、本事業の計画の変更案を提案する。
- 受注者は、上述の報告書の提出に関わらず、本事業進捗上の課題がある場合には、発注者に適宜報告・相談する。
- 受注者は、本事業の目的や目標達成状況を確認、評価するためのマイルストーン、及び具体的な指標データの入手手段を確認し、C/P と成果の進捗管理体制を整える。
- 本事業終了の半年前の終了時評価調査など、事業実施期間中に発注者が調査団を派遣する際には、受注者は必要な支援を行うとともに、その基礎資料として既に実施した業務において作成した資料の整理・提供等の協力を行う。

４．広報活動

- 受注者は、発注者ウェブサイトへの活動記事の掲載や、相手国での政府会合やドナー会合、国際的な会合の場を利用した本事業の活動・成果の発信等、積極的に取り組む。
- 受注者は、各種広報媒体で使用できるよう、活動に関連する写真・映像（映像は必要に応じて）を撮影し、簡単なキャプションをつけて発注者に提出する。

５．プログレスレポート・ドラフトファイナルレポート・ファイナルレポートの作成

- 受注者は、事業の活動結果、事業の目標の達成度、今後の活動に向けた提言等を含めたファイナルレポートを作成し、発注者に提出する。
- 業務実施契約を期分けする場合には、契約毎に契約期間中の事業の活動結果、事業目標の達成度、次期活動計画等を含めたプログレスレポートを作成し発注者に提出する。
- 上記報告書の作成にあたっては、受注者は報告書案を発注者に事前に提出し承認を得た上で、相手国関係機関に説明し合意を得た後、最終版を発注者に提出する。

以　上

第３章　プロポーザル作成に係る留意事項

１．プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、**「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」**の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

（URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html）

（１）コンサルタント等の法人としての経験、能力

１）類似業務の経験

類似業務：産業・地域総合開発

２）業務実施上のバックアップ体制等

３）その他参考となる情報

（２）業務の実施方針等

１）業務実施の基本方針

２）業務実施の方法

＊　１）及び２）を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

３）作業計画

４）要員計画

５）業務従事予定者ごとの分担業務内容

６）現地業務に必要な資機材

７）実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

８）その他

（３）業務従事予定者の経験、能力

１）評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「３．業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する経験を記載願います。

① 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- 業務主任者／〇〇〇〇

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

２）業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付けの目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇〇〇）格付の目安（１号）】

① 対象国及び類似地域：バングラデシュ国及びアジア地域

② 語学能力：英語

※ なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

２．業務実施上の条件

（１）業務工程

2024年2月～2028年1月

（２）業務量目途

１）業務量の目途

約　90.47　人月

「本邦研修（または本邦招へい）に関する業務人月2.50を含む（本経費は定額計上に含まれる）。なお、上記の業務人月は、国内移動手配に関連しJICAが契約する旅行会社への国内移動旅行の手配依頼書の送付、旅行手配内容の調整・検収、国内機関への報告を含む。」

２）渡航回数の目途　全110回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

（３）現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

以下の分野における、マスタープラン策定及び各セクター別開発計画の確認等の調査補助

- 電力分野
- 港
- 経済特区
- 都市開発
- 運輸・交通
- 水資源
- 政策・制度支援（弁護士等を想定）
- 環境社会配慮

（４）配付資料／公開資料等

１）配付資料

- 環境社会配慮カテゴリ B 報告書執筆要領　（2023 年 5 月）
- 詳細計画策定調査結果資料
- Consultancy Service for “Industrial and Economic Zones Sector Development Plan” (IEZ-SDP) for Moheshkhali - Matarbari Integrated Infrastructure Development Initiative (MIDI) Final Report
- 「南部チッタゴン地域総合開発に係る情報収集・確認調査」Final Report

２）公開資料

- 「マタバリ超々臨界圧石炭火力発電事業(フェーズ 2)準備調査」
  https://openjicareport.jica.go.jp/643/643/643_101_12337325.html
- 準備調査報告書（追補版）「モヘシュカリ・マタバリ地域における土地利用計画策定調査」
  https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/1000041520.pdf
- 「モヘシュカリ・マタバリ統合的インフラ開発イニシアティブ運営実施体制に係る情報収集・確認調査」Final Report
  https://libopac.jica.go.jp/images/report/12371621.pdf
- MIDI strategic vision development and economic impact analysis : final report.
  https://openjicareport.jica.go.jp/640/640/640_101_1000050277.html
- Assessing Connectivity between Northeast India and Bangladesh ‐ Towards a Prosperous Bay of Bengal Region
  https://www.asianconfluence.org/pdf/1691605305Assessing%20Connectivity%20between%20Northeast%20India%20and%20Bangladesh.pdf

（５）対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。なお、詳細については、R/Dを参照願います。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置	無
3	執務スペース	有
4	家具（机・椅子・棚等）	有
5	事務機器（コピー機等）	有
6	Wi-Fi	有

（６）安全管理

バングラデシュへの業務渡航は、以下のとおり、事前準備が必要、あるいは制限や行動規範があります。

- ✓ 安全管理部によるブリーフィング（渡航前）及びバングラデシュ事務所によるブリーフィング（渡航後）の受講
- ✓ 渡航日程（計画）を添えた当機構本部への申請（渡航前）及び滞在日程等変更の際のバングラデシュ事務所等への報告（渡航後）
- ✓ 安全対策研修（Web 版等）の受講
- ✓ 宗教記念日・宗教行事開催時期及びその前後を含め、リスクが高いと考えられる期間の渡航抑制
- ✓ 外務省「たびレジ」への登録
- ✓ バングラデシュ事務所が管理する安全情報メーリングリスト及び SMS 配信リストへの登録
- ✓ 当機構が指定するホテルへの宿泊
- ✓ 外勤時における必要な安全対策措置（バングラデシュ事務所等の指示に従う）
- ✓ バングラデシュ事務所への安全確認のための定期連絡
- ✓ 国内出張の制限（バングラデシュ事務所長による承認が必要）
- ✓ 訪問先の制限（外国人が多く集まる場所の訪問禁止等）
- ✓ ダッカ市内における行動範囲の制限

３．プレゼンテーションの実施

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添の実施要領で業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求めます。

注）Microsoft-Teamsによるカメラオンでの実施を基本とします。詳細につきましては、別添「プレゼンテーション実施要領」を参照してください。

４．見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、**「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2023 年 10 月版）」（以下同じ）**を参照してください。

（URL：https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html）

（１）契約期間の分割について

第１章「３．競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

（２）上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積として提案します。

② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

（例）セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費（B案の経費）とともに別途提出します。

【上限額】

553,202,000円（税抜）

なお、定額計上分　53,691,000円（税抜）については上記上限額には含んでいません。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。

また、上記の金額は、下記（３）別見積としている項目を含みません。

なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

（３）別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算か明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

１） 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの

２） 上限額を超える別提案に関する経費

３） 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

（４）定額計上について

１） 上述（３）のとおり定額計上指示された経費につき、定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者による見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額（税抜）	金額に含まれる範囲	費用項目
1	物流需要調査	「第２章　特記仕様書案第５条２－４」	2,600,000円	物流需要調査一式	再委託
2	経済分析	「第２章　特記仕様書案第５条２－４」	2,600,000円	経済分析調査費一式	再委託
3	SEA調査費用	「第２章　特記仕様書案第４条２(12)、第５条２－５（４）	30,000,000円	SEA調査、環境調査費一式	再委託
4	資料等翻訳費		667,000円		一般業務費
5	本邦研修（本邦招へい）にかかる経費		16,492,000円	技術研修費：8,000,000円（4,000,000円×2回）	国内業務費
				報酬（3号格付従事者2名、各1.25人月）：8,492,000円	報酬
6	安全対策経費		1,332,000円	安全対策設備費	一般業務費

（５）見積価格について

各費目にて合計額（税抜き）で計上してください。

（千円未満切捨て不要）

（６）旅費（航空賃）について

参考まで、JICAの標準渡航経路（キャリア）を以下のとおり提示します。なお、提示している経路（キャリア）以外を排除するものではありません。

東京⇒バンコク⇒ダッカ（タイ国際航空）

東京⇒シンガポール⇒ダッカ（シンガポール航空）

（７）業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

（８）外貨交換レートについて

１）　JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

（URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html）

（９）その他留意事項

１）安全管理

バングラデシュへの業務渡航は、以下のとおり、事前準備が必要、あるいは制限や行動規範があります。

- ✓ 安全管理部によるブリーフィング（渡航前）及びバングラデシュ事務所によるブリーフィング（渡航後）の受講
- ✓ 渡航日程（計画）を添えた当機構本部への申請（渡航前）及び滞在日程等変更の際のバングラデシュ事務所等への報告（渡航後）
- ✓ 安全対策研修（Web版等）の受講
- ✓ 宗教記念日・宗教行事開催時期及びその前後を含め、リスクが高いと考えられる期間の渡航抑制
- ✓ 外務省「たびレジ」への登録
- ✓ バングラデシュ事務所が管理する安全情報メーリングリスト及びSMS配信リストへの登録
- ✓ 当機構（バングラデシュ事務所）が指定するホテルへの宿泊
- ✓ 外勤時における必要な安全対策措置（バングラデシュ事務所等の指示に従う）
- ✓ バングラデシュ事務所への安全確認のための定期連絡
- ✓ 国内出張の制限（バングラデシュ事務所長による承認が必要）

- ✓ 訪問先の制限（外国人が多く集まる場所の訪問禁止等）
- ✓ ダッカ市内における行動範囲の制限
- ✓ その他JICAの国別安全対策情報に準じた対応

２）宿泊料について

バングラデシュ国内における宿泊については、安全管理対策上の理由から JICA が宿泊先を指定することとしているため、宿泊料については、特号、1号 15,500 円／泊、2号～6号：13,500 円／泊として計上してください。また、滞在日数が 30 日又は 60 日を超える場合の逓減は適用しません。

別紙：プロポーザル評価配点表

別添：プレゼンテーション実施要領

別紙

プロポーザル評価配点表

評　価　項　目	配　点	
１．コンサルタント等の法人としての経験・能力	**(10)**	
（１）類似業務の経験	(6)	
（２）業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア）各種支援体制（本邦／現地）	3	
イ）ワークライフバランス認定	1	
２．業務の実施方針等	**(70)**	
（１）業務実施の基本方針、業務実施の方法	55	
（２）要員計画／作業計画等	15	
３．業務従事予定者の経験・能力	**(20)**	
（１）業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	**(20)**	
	業務主任者のみ	**業務管理グループ**
①業務主任者の経験・能力：業務主任者／〇〇	**(20)**	**(8)**
ア）類似業務等の経験	10	4
イ）業務主任者としての経験	4	2
ウ）語学力	4	1
エ）その他学位、資格等	2	1
②副業務主任者の経験・能力：副業務主任者／〇〇	**(ー)**	**(8)**
ア）類似業務等の経験	ー	4
イ）業務主任者等としての経験	ー	2
ウ）語学力	ー	1
エ）その他学位、資格等	ー	1
③業務管理体制	**(—)**	**(4)**

別添

プレゼンテーション実施要領

プレゼンテーションは業務主任者（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者、もしくは両者が共同で）が行ってください。なお、業務主任者以外に１名（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者以外に１名）の出席を認めます。また、実施時の資料についてはプロポーザル提出時に併せてご提出ください。

１．実施時期：　「第１章 企画競争の手続き」の「４．（３）日程」参照
（各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。）

２．実施方法： Microsoft-Teams による実施を基本とします。詳細につきましては、プロポーザルをご提出いただいた後にあらためてご連絡いたします。その際に、接続に不具合が生じる可能性がある場合は、電話会議などに方法の調整をいたしますので申し出てください。

（１）一社あたり最大、プレゼンテーション１０分、質疑応答１５分とします。
（２）使用言語は、プレゼンテーション、質疑応答とも日本語とします。
① Microsoft-Teams を使用する会議
競争参加者が、自らが用意するインターネット環境・端末を用いての Microsoft-Teams の音声機能によるプレゼンテーションです。（Microsoft-Teams による一切の資料の共有・表示は、プロポーザル提出時に提出された資料を含めて、（システムが不安定になる可能性があることから）認めません。）指定した時間に Teams の会議室へ接続いただきましたら、入室を承認します。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。
② 電話会議
通常の電話のスピーカー機能による音声のみのプレゼンテーションです。プレゼンテーション参加者から JICA が指定する電話番号に指定した時間に電話をいただき、接続します。電話にかかる費用は、競争参加者の負担とします。

注）JICA 在外事務所及び国内機関の JICA-Net の使用は認めません。

以　上